

「どこにいても誰かとつながっている」 不登校の子どもへの支援を進めています

令和元年度は、県内で約4千人の小・中学生が不登校となるなど、近年、不登校の児童・生徒が全国的に増加しています。

このような状況を受け、平成28年12月には、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校の子どもがそれぞれの状況に応じた学びができるように、法律が定められています。

法律の基本理念

- 不登校の子どもを含め、全ての子どもが安心して学べる学校環境の整備
- 不登校の子ども一人一人の状況に応じた支援
- 夜間中学などの設置の促進
- 国や地方公共団体とフリースクールなどの民間団体との密接な連携など



不登校の子どもへの支援の考え方

不登校は問題行動ではありません

不登校の理由はさまざまであり、誰もが不登校になる可能性があります。

子どもの意思を尊重し、支援をすることが大切です。

学校に復帰することだけが目標ではありません

子ども一人一人の状況に応じて、将来を見通し、自ら進んで社会的な自立や、学校復帰に向かうよう支援することが大切です。

不登校の子どもの状況に応じた多様な学びを確保する必要があります。

学校外の施設や自宅での学習など、子どもの状況に応じた学びの機会を用意することが大切です。

不登校は悪いことと思いません。
いませんか？

社会全体で不登校に対する理解を深めていくことが大切です。

県が目指す「どこにいても誰かとつながっている」不登校支援

学校の中では…

「魅力ある行きたくなる学校づくり」を進めています

- 全ての子どもにとって、「学校が楽しい」「授業がよく分かる」「友達と活動するのは楽しい」と感じることで、学校づくりに取り組んでいます。



「不登校等児童生徒学び支援教室」の設置を進めています

- 学校に行きづらさを感じたり、教室で過ごすことに難しさを感じたりしている子どもが、安心して勉強し、落ち着いて生活することができる部屋の整備を進めています。

学校の外では…

学校外の居場所として市町村に「みやぎ子どもの心のケアハウス」「けやき教室」が設置されています

- 一人一人の子どもの思いや願いを大切にしながら、通所や家庭訪問などを通じて、社会的自立や学校復帰に向けた支援、学習支援を行っています。お住まいの地域の「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「けやき教室」に保護者の方も気軽に相談してください。
- フリースクールなどの民間団体との連携も進めています。

